

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年10月20日

桑名市監査委員

久 徳 直 矢

伊 藤 正 広

渡 邊 清 司

令和4年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	1
(2) 監査の方法	1
(3) 監査の主眼	1
(4) 監査の結果	1
(5) 意見・要望	2

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	2
(2) 監査対象補助金	2
(3) 監査の方法	3
(4) 監査の主眼	3
(5) 監査の結果	3
(6) 意見・要望	3

令和4年度定期監査等結果報告書

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和4年5月10日	多度地区市民センター（多度まちづくり拠点施設）	同左
5月30日	多度中学校、多度北小学校、成徳中学校、 藤が丘小学校（陵成幼稚園）	同左
5月31日	大山田西小学校、在良小学校（明正幼稚園）、 益世小学校、修徳小学校（光風幼稚園）	同左

*上記以外の地区市民センター、幼稚園、小学校、中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

(2) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和3年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類等との照合、点検等を行うとともに、所長・学校長等から主な事務や事業について、概要の説明及び過去の指摘事項の是正・改善の顛末を聴取することにより監査を実施した。

(3) 監査の主眼

監査実施計画に掲げる内容を主眼として実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ・事務の執行が、合理的かつ効率的に行われ、法令や例規等の定めるところに従って適正に行われているか。

なお、現金及び預金等の取り扱い状況を重点項目とした。

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類等と照合・点検したところ、合理的かつ効率的な執行と管理が行われており、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(5) 意見・要望

(多度地区市民センター、多度まちづくり拠点施設)

- ・特に指摘する事項は認められない。引続き適正な事務の執行に取り組まれない。

(市立小学校・中学校・幼稚園)

- ・現金取扱事務のリスクを低減させるため、準公金においても現金出納簿を備え付けることで、通帳残高との整合性を確保されたい。

(教育委員会事務局)

- ・USBメモリの取扱いなど、学校における情報セキュリティ対策について整備されるよう努められたい。
- ・交付金で購入した備品について、財務会計システムへ登録し、管理を行うよう指導されたい。
- ・昨年度指摘した準公金の取り扱いについて、現金出納簿が整備されていないといった「桑名市公金等取扱基本マニュアル」に準じた取り扱いが徹底されていない事例が複数見受けられたため、改善を図られたい。

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和4年7月8日	桑名市スポーツ協会 桑名市スポーツ少年団	くわなメディアライブ

(2) 監査対象補助金

(桑名市スポーツ協会)

補助事業名	令和3年度補助金
スポーツ協会運営補助金	7,689,000円

(桑名市スポーツ少年団)

補助事業名	令和3年度補助金
スポーツ少年団補助金	5,625,000円

(3) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和3年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書や関係書類に基づき、当該補助金に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

(4) 監査の主眼

市が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局の当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼とした。

(5) 監査の結果

令和3年度に市が補助金を交付した事業について、事前に提出を求めた監査調書とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(6) 意見・要望

(桑名市スポーツ協会、桑名市スポーツ少年団)

- ・両団体とも前回監査時に指摘した根拠のない旅費の支給について、廃止すると報告されたものの、依然として根拠のない支出が行われている。その他、規程と異なる事務処理が行われている事例が複数見受けられ、内部統制が機能していない状況が認められる。就業や旅費等の規程や雇用契約書などの内容を精査し、必要に応じ改正を行い、規程に基づいた事務が執行されるよう整備されたい。

(生涯学習・スポーツ課)

- ・前回監査時に指摘した根拠のない旅費の支出について、市の会計マニュアルに則した様式を提供し、適正な運用を依頼したと報告されたものの、両団体とも依然として根拠のない支出が行われており、その他にも規程と異なる事務処理が行われている事例が見受けられた。内部統制が機能し、規程に基づいた事務が適正に執行されるよう、指導・助言を行われたい。